

環境局発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約除く)令和2年度第1四半期

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大気汚染常時監視テレメータシステム用子局機器一式借入	事務用品賃貸	富士通リース(株)	926,640円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	-
2	大阪市立斎場予約受付システム用機器一式借入	事務用品賃貸	(株)JECC	2,160,840円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	-
3	西部環境事業センターほか2か所衣類乾燥機修繕	産業用機器	日精オーバル(株)	1,011,010円	令和2年5月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
4	窒素酸化物自動測定機修繕	理科学機器	安井器械(株)	1,265,000円	令和2年5月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
5	瓜破斎場火葬炉自動扉開閉装置修繕	産業用機器	ナブコドア(株)	1,584,000円	令和2年6月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-

随意契約理由書

1 案件名称

大気汚染常時監視テレメータシステム用子局機器一式 借入

2 契約の相手方

富士通リース株式会社

3 随意契約理由

本件は、大気汚染防止法に基づき、市域における大気汚染物質の常時監視をするために使用してきたテレメータ子局機器一式の借入（再リース）である。

今回の賃貸借契約に係る子局装置は、大気汚染常時監視測定局での測定項目毎に設置している自動測定機から測定データを環境局A T C庁舎の環境情報システム室に伝送する機器であり、市域の大気汚染状況を集中監視するための中継装置である。

平成30年3月21日に同機器一式の長期借入期間が満了し、現在同機器一式は再リースを行っている。令和2年度においても新たな機器の借入契約を検討したが、当該機器は今後も引き続き使用可能であること、また、新たな機器を借入契約するよりも、既存の機器を再リース契約するほうが経済的に有利であることから、引き続き上記業者を契約相手とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課環境情報グループ（電話番号 06 - 6615 - 7981）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立斎場予約受付システム用機器一式借入

2 契約の相手方

株式会社 J E C C

3 随意契約理由

当課では、斎場利用者の利便性の向上と業務の迅速化及び効率化を図ることを目的として、「大阪市立斎場予約受付システム」を構築し、市立斎場の施設予約をインターネットによる 24 時間体制で受付している。

当該システムの機器一式借入については、平成 27 年 7 月より借入を開始し、現在、令和 2 年 3 月末までを借入期間としたリース契約を上記業者と締結しているが、借入期間満了にあたり、現行の借入機器一式はこれまで特段の問題なく安定的に使用してきており、今後もシステムの安定性を確保し、継続して業務を行うことが可能であることから、新たに機器借入をするよりも、再リース契約により引き続き使用の方が効率的かつ経済的に有利であると考えられるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（斎場霊園） 電話番号（06-6630-3136）

随意契約理由書

1 案件名称

西部環境事業センターほか2か所 衣類乾燥機修繕

2 契約の相手方

日精オーバル（株）

3 随意契約理由

本修繕は西部環境事業センター、東南環境事業センター、東北環境事業センターにおける衣類乾燥機の構成機器である主要部品が故障し、このままでは当該施設における衣類乾燥機が運転できないことから修繕を行うものである。

当該施設に設置されている衣類乾燥機は日精オーバル（株）が独自の技術により製造したものであり、本修繕については、当該衣類乾燥機が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該衣類乾燥機を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性があること、また、修繕後の当該衣類乾燥機の性能、作動状態、耐寿命に対して保証することができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日精オーバル（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（電話番号06-6630-3375）

随意契約理由書

1 案件名称

窒素酸化物自動測定機修繕

2 契約の相手方

安井器械株式会社

3 随意契約理由

今回修繕を実施する窒素酸化物自動測定機の製作会社は、東亜ディーケーケー株式会社であり、販売後の機器修繕については、大阪市域においては唯一代理店である安井器械株式会社がすべて実施している。

本修繕については、測定精度を維持するため、機器の精密な調整が必要である。また、機器の詳細な構造については、大阪市域においては上記会社以外知りえない。したがって、責任の一貫性を保ち機器の修繕を円滑に実施するためには、上記会社で実施する以外方法がない。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、上記業者を契約相手とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課環境情報グループ（電話番号 06 - 6615 - 7981）

随意契約理由書

1 案件名称

瓜破斎場火葬炉自動扉開閉装置修繕

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 随意契約理由

瓜破斎場の自動扉は、ナブコドア株式会社が独自の技術により一括責任、施工で製造、設置したものである。

今回、修繕を実施する設備の仕様並びに構造等は、ナブコドア株式会社のみが熟知しており、部品交換等が生じた場合、部品等の入手は他社では実施不可能である。

また、作業後の性能、作動状態及び耐用寿命等について、一貫した責任保証ができるのは当該会社以外にはない。

以上の理由からナブコドア株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（斎場霊園）（電話番号 06-6630-3136）